

「衛星基幹放送の新規参入等に係る放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案についての意見募集」の結果

I 意見募集期間

- ・平成30年12月22日（土）から平成31年1月25日（金）まで

II 提出された意見の件数、意見提出者数

- ・提出された意見の件数：25件
 ※提出された意見の件数は、意見提出者数としています。
 ※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。

III 提出された意見と総務省の考え方

「衛星基幹放送の新規参入等に係る放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案についての意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、以下に掲げる表のとおりです。

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	意見を踏まえた案の修正
1	「総務省情報流通行政局衛星・地域放送」が提唱している内容では、現行において送受信されている「右旋円偏波のBS放送及びCS放送（2K）」に付け加えて、今後を利用する「左旋円偏波のBS放送及び東経110度CS放送（4K・8K）」での「トランスポンダ（中継機器）」の導入の事と、私は考えます。具体的には、放送衛星における「VHF、UHF、SHF（マイクロ波）」での「BS（ブロードバンドサテライト）」の事と考えますし、通信衛星における「VHF、UHF、SHF（マイクロ波）」での「CS（コミュニケーションサテライト）」の事と考えます。要約すると、電磁気学における「直線偏波（垂直偏波及び水平偏波）」とは、「円偏波（右旋円偏波及び左旋円偏	御指摘の点については、参考意見として承ります。	なし

	<p>波)」の事と考えます。高周波に成ると「周波数 (Hz)」が、「光 (c)」の様に狭範囲に垂直的に飛び交うので、地上における「エリア (セクター)」の区分でのアンテナチューナーが、必要性が有ると考えます。低周波に成ると「周波数 (Hz)」が、「弦 (ストリング)」の様に広範囲に水平的に飛び交うので、地上における「エリア (セクター)」の区分でのアンテナチューナーが、必要性が無いと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
2	<p>BS放送 (右旋) における衛星基幹放送業務の認定に係る審査基準 (案) の概要は全面的に不相当であるため例外なく1から見直すべき。</p> <p>間違いである点</p> <p>1. 国民は高画質を望んでいない。放送番組の視聴需要という点で面白い番組が地域差なく全国均一で見られることが2000年のBSデジタル放送で国民が望んでいた事であるのをいい加減学習してほしい。</p> <p>「放送番組の高画質性: ピュアHD番組の比率」基準を盛り込むべきと発言した有識者は検討委員会から外すべき。</p> <p>また、インターネットのトラフィックを供給以上に消費し通信コストの原価を押し上げ続け著作権侵害の問題となっている「TV番組の違法アップロード動画」は上記の面白い番組が地域差なく全国均一で見られないという現在の視聴環境に起因しており、SD画質でも良いから面白い番組が多いが放送地域が限られているテレビ東京の通販番組と韓国ドラマを除くアニメ・国内ドラマ・バラエティ番組がすべてBSデジタル放送で視聴可能となるだけでも「TV番組の違法アップロード動画」の需要は急減し2017年頃から深刻化している違法動画まとめサイト、特定の著作権侵害に加担し不当な収益を得る違法動画サイト (フランスのデイリーモーション、運営元はアメリカ合衆国と言い張るが利用者と実質管理責任者は日本国内に居るFC2動画・say-move・ひまわり動画、最も悪質な違法動画サイトanitube) の需要を抑</p>	御指摘の点については、参考意見として承ります。	なし

	<p>制する事につながります。</p> <p>2. 災害に関する放送の実施は実施不要。</p> <p>現行のNHK及び日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京系列のいずれかが緊急時の速報及び臨時ニュースでほぼ担保されており新規参入にはただの参入障壁でしかない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
3	<p>新しい放送局の新規参入は大歓迎です！そして、NHK解体、もしくはペイオフ制度の導入を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	御指摘の点については、参考意見として承ります。	なし
4	<p>「BS放送（右旋）における衛星基幹放送業務の認定に係る審査基準（案）の概要」に関する「既存SD番組のHD化に係る申請」に関して、SD番組のHD化が優先されることは、国民・視聴者のニーズに応え帯域の有効活用に繋がるものであり、考え方に賛同致します。</p> <p>2018年12月1日に新4K8K衛星放送が始まり、放送事業者、受信機メーカー、CATV事業者、そして行政が一体となり、その普及に向けて努力することが喫緊の課題と認識しております。</p> <p>このような状況を踏まえ、BS右旋における新規募集が2Kに限定されることについては、新4K8K衛星放送の普及促進の阻害要因にならないよう、そしてBS放送市場全体の活性化に繋がるよう、配慮されることを要望します。</p> <p>「BS放送（右旋）における衛星基幹放送業務の認定に係る審査基準（案）の概要」に明記されている第二次比較審査の「審査項目」に関して、優先順位を明確化すべきと考えます。特に「③事業者の多様性」と「④放送番組の多様性」については、国民・視聴者の利益に資する「④放送番組の多様性」を重要視すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社WOWOW】</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成の御意見として承ります。</p> <p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p> <p>第二次比較審査の項目の優先順位について、審査において御指摘の点を十分反映していきたいと考えております。</p>	なし
5	平成30年11月22日の総務省報道資料で「BS放送への新規参入等	衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当	なし

	<p>に係る公募の予定」が公表されました。その中で、一般社団法人衛星放送協会から、同協会会員社より計42スロットの帯域について自主的に返上する旨の報告を受けたとありました。</p> <p>今後、審査基準の改正案を適用して右旋円偏波のBS放送（2K）に新規参入する事業者の認定が行われる場合は、前述の帯域返上に加え、帯域再編を行うことが前提とされているかと考えます。新規参入事業者の認定にあたっては、視聴者の方々に迷惑の掛からないよう、既存の受信機に悪影響を及ぼさず、かつ既存の放送サービス及び放送事業者へも悪影響を及ぼすことがないよう、国として万全の対応策を施していただくことを要望します。また、周波数の有効利用の観点からも、長期間にわたり空きとなる帯域が発生しないよう十分な配慮が必要かと思えます。あわせて、帯域再編の実施を前提に認定する以上、新たに参入するにふさわしい事業者を選定していただくようお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社放送衛星システム】</p>	<p>たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	
6	<p>2018年12月1日に新4K8K衛星放送が始まりました。新たなメディアの立ち上げには大きな困難が伴い、放送事業者、受信機メーカー、ケーブルテレビ事業者、量販店等流通及び行政などの関係者が一致協力して、周知広報を強力に推し進め、普及促進を図ることは喫緊の課題です。</p> <p>新規参入は市場の活性化につながるとはいえ、本来ならば衛星基幹放送全体の調和ある発展には、BS右旋の超高精細度テレビジョン（4K）放送で新たな放送サービスを実現することが望ましいと考えます。</p> <p>しかし自主返上される帯域幅の制約によりBS右旋の新規参入が高精細度テレビジョン（2K）放送に限られることが、超高精細度テレビジョン（4K）の周知広報活動及び普及促進の停滞につながることはないよう、また国民・視聴者に混乱が生じることのないよう、十分な配慮を要望します</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	なし

	<p>既存BS放送の帯域の自主返上や新規参入を行うためには、BS右旋帯域全体の再編が必要になります。帯域再編の実施は既存BS放送の受信者に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って十分な検討と対策、国民・視聴者に理解を求めることは必須です。</p> <p>再編のための費用は原因者、受益者が負担すべきと考えますが、それ以外の既存BS放送事業者が帯域の移行や関連作業を余儀なくされる場合などは、国の費用負担の検討が必要になると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社BS朝日】</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	
7	<p>・ 広告はコンテンツとして視聴者が楽しめるものや、有益な情報が得られるものが提供されており、不快な広告挿入をすれば視聴者が離れるので自浄作用も期待できます。今後、広告のさらなる進化を促すためには、一律に総量規制をかけるよりも、放送事業者自らの判断による、自由でオリジナリティーある編成によって、視聴者が快適かつ有益と感じる広告放送の生まれやすい環境作りを図る方が有効と考えます。広告放送の割合は、比較審査の基準としてそもそも馴染まないと考えます。</p> <p>・ トランスポンダのスロット数と映像画質は、同一の圧縮方式において相反関係にあり、スロット数の削減に伴って、映像の圧縮率を高めると、動きの早いスポーツ等で見づらくなる可能性があります。画質を抑えたチャンネルばかり画一的に並ぶよりも、余裕のある帯域での2K高画質放送など多彩な放送サービスが提供される環境の方が国民、視聴者にとって有益と考えます。制度整備にあたって「使用するトランスポンダ数が0.25である高精細度テレビジョン放送」(=12スロットの2K放送)を優先する審査基準を設けると、最低限の12スロットでサービスを計画する事業者が優先されるため、結果的に国民、視聴者の選択肢を狭め、新規性、多様性に反すると考えます。</p> <p>・ 12スロットの2K放送を優先させながら、ピュア2K、ピュア4Kと</p>	<p>広告放送の割合については、有限希少な周波数を利用する衛星基幹放送の公共性及び社会的責務に鑑み、放送番組編集の自由に最大限配慮しつつ、衛星基幹放送全体としての放送番組の多様性を確保するために設けているものです。</p> <p>御意見を踏まえ、訓令案別紙3の7(2)における12スロットの申請を優先する規定を削除し、比較審査項目として、同3(10)に使用するトランスポンダ数がより効率的である者を優位とする規定を設けるよう、訓令案を修正いたしました。</p> <p>御指摘の点については、参考意見として承ります。</p>	有り

	<p>いった高画質性を審査基準に加味するというのは矛盾していますし、4K制作に努めても放送では活かせないという状況に違和感があります。また、この時期に2Kで新規参入したとしても、将来4Kへの設備更新が想定されることから、2Kではなく、4Kでの新規参入を促し、4K制作を奨励していくという形が、最も合理的と考えます。</p> <p>・「放送番組について、視聴者の需要がより高いもの」を優先すると、マジヨリティを狙った番組ばかりとなり、却って番組の多様性を損なうおそれもあると考えます。</p> <p>・放送番組の視聴需要については、既存BS放送の視聴者層のみではなく、若年層を含む国民、視聴者全体の需要を考慮すべきと考えます。</p> <p>・既存BS放送の帯域の自主返上や新規参入を行うために、BS右旋帯域全体の再編を実施する際には、受信者に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って対策と周知を行うことを要望します。</p> <p>・再編のための費用は原因者、受益者が負担すべきと考えますが、それ以外の既存BS放送事業者が帯域の移行や関連作業を余儀なくされる場合は、国の費用負担の検討を希望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>各比較項目の適合の度合いが総合的に同程度の評価となる申請が2以上あった場合に、視聴者の需要がより高いものを優先することは合理性のあるものと考えます。</p> <p>御意見を踏まえ、広く視聴者全体の視聴需要を考慮することとします。</p> <p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p> <p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	
8	<p>衛星放送市場全体の発展のため、衛星放送協会に加盟する各放送事業者から抛出された貴重な周波数（スロット）が有効に活用されることを希望します</p> <p>BS（右旋）上には、衛星放送協会加盟の既存1番組がまだSD（標準画質）で存在しています。審査基準（案）の第二次比較審査においては、既存SD番組のHD化が優先されることは、周波数の有効活用に最も資するものと考えます</p> <p>今回のBS再編はOTT等の台頭で若者のテレビ離れが深刻化する中、BS放</p>	<p>御指摘のとおり、周波数の有効活用について十分に配慮した上で対処してまいります。</p> <p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成の御意見として承ります。</p> <p>御指摘のとおり、公募に際しては十分な応募期間を</p>	なし

<p>送市場全体の活性化が狙いであると理解しています。申請しようとする事業者側も再編によるBS未来像を正確に描くため、相応の事業計画策定期間が必要となることを鑑み、申請に際しては十分な応募期間を確保する等の配慮を要望します</p>	<p>確保するよう配慮したいと考えております。</p>	
<p>再編による帯域縮減による拋出スロット数は42スロットに達し、帯域縮減協力するチャンネルをはじめ多くのトランスポンダ内、トランスポンダ間の移動が必要になると見込まれます。トランスポンダ収容先によっては、チャンネルの画質の変化や視聴可能世帯への影響、さらにはテレビ受信機器等、影響が広範囲に及ぶことが想定されます</p>	<p>御指摘の点については、参考意見として承ります。</p>	
<p>まず、周波数再編の際には視聴者保護の観点から、画質劣化等の視聴者に与える影響（特にトランスポンダ間の移動）を最小限にとどめる必要があるため、統計多重を含めた最新の技術導入の実現も視野に入れた周波数再編の実行計画策定との入念な準備期間の確保を要望します</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	
<p>さらに、再編に伴って一定のチャンネル移動等費用が事業者側で発生することが想定されます。政府が進める放送周波数の有効的活用の一環であることを鑑み、周波数移動等に係る費用は国費で負担することが適当と考えます</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	
<p>第二次比較審査の審査項目に関して、①～⑩の審査項目の優先順位付けが必要であると考えます。なぜなら、③「事業者の多様性」と④「放送番組の多様性」を比較した場合、視聴者視点では「放送番組の多様性」が最も重視されるべきと考えます</p>	<p>第二次比較審査の項目の優先順位について、審査において御指摘の点を十分反映していきたいと考えております。</p>	
<p>なお、別紙3（第7条関係）3の（2）については、認定を受けようとする者が、申請の際、衛星基幹放送事業者でないことの明確な理由を改めてご教示いただきたいと考えます</p>	<p>事業者の多様性を確保するための指標として設けたものです。</p>	
<p>BS 拡張帯域で特に混信対策費を別途負担している BS21ch、及び BS23ch は集合住宅のアンテナや宅内配線、ブースター、CS ブロックコンバーター</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつ</p>	

	<p>といった受信システムが原因となり、BS19ch までの帯域と比較し受信環境が劣後しているため、周波数の再編は視聴者保護の観点から慎重に実施すべきと考えます</p> <p>以上を踏まえ、BS 再編に伴い周波数の整地化がされる際は、新規参入はBS23ch を中心に再編すべきであると考えます</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>つ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	
<p>9</p>	<p>今般予定されている衛星放送の新規参入等に係る公募、及びその後の事業者認定では、新たにB S右旋帯域の再編を行うことが想定されます。帯域の再編を行う場合、放送サービスを低下させることなく視聴者への影響を最小限にするために、再編手順の検討や事前の検証実験を十分に行い、周知広報や視聴者対応を確実に実施できる体制構築が不可欠と考えます。これらの対応には、長い期間と労力、経費を要しますが、行政及び新規参入や帯域増減を希望する事業者による主導並びに負担にて実施されるべきと考えます。</p> <p>左旋の電波で超高精細度テレビジョン放送（以下、4 K・8 K放送）を実施する既存の放送事業者は、国や（一社）放送サービス高度化推進協会（A-PAB）などと連携し、受信方法や中間周波数（以下、I F）漏洩対策に関する全国講習会・セミナーの開催、集合住宅の受信設備改修に向けた管理業団体との連携など、普及に向けた様々な取り組みを行っています。</p> <p>新規事業者による左旋帯域の利用を促進し、かつ魅力あるサービスを数多く提供していくためには、受信環境の整備に係る地道な取り組みが肝要であり、行政においても、継続的に支援措置を講ずることが非常に重要です。具体的には、既存の「I F漏洩対策事業」による受信設備の改修支援の継続のみならず、例えば、高い周波数帯域の信号が伝送可能かつ、電磁的に与干渉・被干渉とならない光ファイバーへの置き換え等により、4 K・8 K放送と高速インターネット通信が共存できる社会インフラの構築など、受信設</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p> <p>御指摘の点については、参考意見として承ります。</p>	<p>なし</p>

	<p>備を高度化する方法への支援等も考えられます。</p> <p>左旋の電波を利用した放送の普及については、第2次比較審査項目の「④放送の能率的な普及」において「できるだけ早期の放送開始予定」とされています。新規参入する放送事業者を公募し、早期の放送開始を促すのであれば、事業の開始判断の前提となる左旋の電波の受信環境の整備・促進が急ぎ求められます。行政として、4K・8K放送の受信環境整備に係る補助事業の更なる拡大・強化をあわせて実施されるよう、強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>		
10	<p>近年の送信側機器（エンコーダーや統計多重装置等）の技術革新の結果、最新機器を導入することによって、これまでより少ない帯域における放送でも画質劣化を最小限に留められることが確認されています。上記技術を利用することで、画質の品位を落とさずに帯域の最適化が可能となり、それによって生じた空き帯域を、BS放送全体の発展に向けて有効利用（SDの高画質化や放送番組の多様化）することは可能であり、所要の制度整備を行うことは概ね妥当と考えます。</p> <p>BS右旋において、2011年以降開局によって拡張された帯域とそれ以前に開局された帯域（既存帯域）において、未だ受信環境の差が周波数（特に拡張帯域；BS21ch、BS23ch）によって存在しています。特に既存帯域を掘出した事業者に関しては、既存視聴者（加入者）保護の点から、拡張帯域への移動は避けるべきと考えます。また、複数の放送番組を有する事業者に関しては、統計多重が可能な同一トランスポンダ内に集約できれば、画質劣化を最小限にすることが可能となります。複数の放送番組を有する事業者の帯域集約を行う等、既存事業者が新規参入事業者に劣後することが無いよう配慮いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジェイ・スポーツ】</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成の御意見として承ります。</p> <p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	なし
11	<p>今回の衛星基幹放送の新規参入等に伴い、チャンネルの再編に伴う移動</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当</p>	なし

	<p>等に係る費用が発生することが想定されます。本件は、国の政策による再編成であることに鑑み、当該費用は国が負担するべきと考えます。</p> <p>4K・8K放送の更なる普及・拡大を目的として放送事業者又は番組供給事業者の参入をより一層促すため、申請の状況や今後の普及状況を踏まえ、放送の多元性・多様性のバランスを考慮した上で、使用するトランスポンダ数の制限を更に緩和する措置を柔軟に検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【スカパーJ S A T株式会社】</p>	<p>たつては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p> <p>御指摘の点については、参考意見として承ります。</p>	
12	<p>2018年12月1日に新4K8K衛星放送が始まりました。新たなメディアの立ち上げには大きな困難が伴い、放送事業者、受信機メーカー、ケーブルテレビ事業者、行政などの関係者が一致協力して普及促進を図ることが喫緊の課題です。</p> <p>新規参入は市場を活性化し普及促進の強力な原動力になり得ることから、本来ならば衛星基幹放送全体の調和ある発展を図るため、BS右旋の超高精細度テレビジョン(4K)放送で新たな放送サービスを実現することが望ましいと考えます。</p> <p>自主返上される帯域幅の制約などでBS右旋の新規参入がやむなく高精細度テレビジョン(2K)放送に限られるとしても、既存BS放送と視聴者層などが異なる放送サービスが提供され、若年層を含む国民・視聴者の多様な視聴ニーズが充足されることで衛星基幹放送の市場全体が活性化することを期待します。</p> <p>認定審査にあたっては、これまで培ってきたBS放送のメディア価値を損なうことがないように十分な配慮を要望します。</p> <p>放送番組の編集の自由の観点からすれば、放送番組相互の調和を実現するための具体的な比率は、放送事業者の自主的な判断に委ねることが原則です。広告放送の割合を基準に行政が認定の比較審査を行うことの制度的根拠は希薄であると考えます。</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p> <p>広告放送の割合については、有限希少な周波数を利用する衛星基幹放送の公共性及び社会的責務に鑑み、放送番組編集の自由に最大限配慮しつつ、衛星基幹放送全体としての放送番組の多様性を確保するために設</p>	有り

		<p>けているものです。</p>	
	<p>衛星基幹放送は広く普及し健全な民主主義の発達に資することを期待されていることから、事業の安定性、継続性が求められます。新規参入の比較審査で事業計画の確実性により重きを置くことは適切であると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成の御意見として承ります。</p>	
	<p>絶対審査でマスメディア集中排除原則に適合している申請について、比較審査で既存のBS放送事業者や地上放送事業者との支配関係の程度を勘案する二重規制に積極的な意義はなく、同規定の削除は適切であると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成の御意見として承ります。</p>	
	<p>前述のとおり新規参入は本来ならばBS右旋の4K放送で実現することが望ましいと考えます。やむなく2K放送に限られるとしても、衛星基幹放送に対する国民・視聴者の多様な視聴ニーズに応えるためには、標準テレビジョン(SD)放送のマルチ編成、常時のデータ放送、1,920×1,080ピクセルのフルHD放送など多彩な放送サービスが必要と考えます。今般の制度整備にあたって「使用するトランスポンダ数が0.25である高精細度テレビジョン放送」(=12スロットの2K放送)を優先する旨の画一的な比較審査基準を設けることは、多彩な放送サービスを実施しようとする事業者の選択肢を狭めかねないと危惧します。</p>	<p>御意見を踏まえ、訓令案別紙3の7(2)における12スロットの申請を優先する規定を削除し、比較審査項目として、同3(10)に使用するトランスポンダ数がより効率的である者を優位とする規定を設けるよう、訓令案を修正いたしました。</p>	
	<p>「放送番組について、視聴者の需要がより高いもの」を優先するとの比較審査基準を設けるならば、客観的かつ定量的に処理できる手法で視聴者の需要を把握することが必要です。視聴需要の評価指標や比較審査の過程について、透明性を確保することも欠かせません。視聴者の需要を測るならば、既存BS放送の視聴者のみを対象にするのではなく、若年層を含む国民・視聴者全体の意向を反映しうる手法で行うことが不可欠になると考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、広く視聴者全体の視聴需要を考慮することとします。</p>	
	<p>既存BS放送の帯域の自主返上や新規参入を行うためには、BS右旋帯</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当</p>	

	<p>域全体の再編が必要になります。帯域再編の実施は既存BS放送の受信者に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って十分な検討と対策、国民・視聴者への周知を行うことを要望します。</p> <p>再編のための費用は原因者、受益者が負担すべきと考えますが、それ以外の既存BS放送事業者が帯域の移行や関連作業を余儀なくされる場合などは、国の費用負担の検討が必要になると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>たつては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	
13	<p>衛星基幹放送の新規参入等に係る放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案にあつては、新規参入等に伴い、既存BSデジタル放送用受信機が誤作動等不具合を生じることのないよう、ご配慮頂きますことをお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人電子情報技術産業協会】</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たつては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	なし
14	<p>昨年12月に新4K8K衛星放送が開始され、私共キー局系BS放送事業者は全力を挙げて4K放送コンテンツの充実および普及促進に取り組んでいるところです。</p> <p>今後ますます放送の高度化が加速する中で、2020年秋からBS右旋帯域においてHD(2K)放送が開始されることは、新たな事業者の参入によって衛星基幹放送市場の活性化が期待できる反面、弾みをつけたい4K8K放送の普及に影響を及ぼさないようにしなければなりません。</p> <p>帯域の制約上やむをえないとしても、新たな2K放送開始によって国民の意識として4K8K放送のマイナスにならないように周知方法等には十分ご留意していただくよう要望します。</p> <p>衛星基幹放送が国民・視聴者の多様なニーズに応じて発展していくためには、放送の高度化と共に多彩な放送サービス(SD放送のマルチ編成、データ放送、フルHD放送など)の実現も欠かせないと考えます。使用するトランスポンダ数は本来、これら放送サービス内容をも考慮しながら適切に</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たつては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p> <p>御意見を踏まえ、訓令案別紙3の7(2)における12スロットの申請を優先する規定を削除し、比較審査項目として、同3(10)に使用するトランスポンダ数がより効率的である者を優位とする規定を設けるよ</p>	有り

	<p>判断されることが望ましいと考えます。</p> <p>今般の比較審査基準においては、サービス内容に関わらず、画一的にトランスポンダ数が0.25（12スロット）の2K放送事業者を優先するとされています。多彩な放送サービスを目指している事業者にとっては自ら選択できる事業範囲が限定されてしまいかねない懸念があります。</p> <p>私共キー局系BS放送事業者は2000年の放送開始以来、高品質な放送番組を提供し、新たな市場を開拓してきました。しかし、昨今の若者のテレビ離れの波も加わってBS視聴者の高齢化が一層顕著になっています。</p> <p>比較審査基準として視聴需要がより高いものを優先するならば、その評価指標については国民全体の意向を反映することが重要です。現行のBS視聴層の関心の高さのみを対象とするのではなく、新たな広告需要を喚起する観点からも、若年層も含めて総合的でバランスのある手法で行うべきと考えます。併せて、評価指標や比較審査の過程においては客観性を担保するだけでなく、国民・視聴者が納得する透明性が確保されることが必要です。</p> <p>さらに視聴需要や新規性を求めるあまり、奇をてらった番組編成を優先したり、あるいは既存のBS放送事業者が培ってきたメディア価値を棄損することがないように丁寧かつ十分な検討が行われることを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>う、訓令案を修正いたしました。</p> <p>御意見を踏まえ、広く視聴者全体の視聴需要を考慮することとします。</p>	
15	<p>BS(右旋)の第二次比較審査項目に挙げられている中の、3 事業者の多様性、4 放送番組の多様性、10 放送番組の視聴需要の三つの項目についてです。</p> <p>3、4は重視していただきたいですが、その際10が足かせにならない様、10は外すべきと考えております。例えば、「現在は視聴需要が低いかもしれないが、視聴者の為になる事業者・番組(例:日本や世界の史実を検証するもの)が排除されることが無いようにお願いします。</p>	<p>放送番組の視聴需要を比較審査項目とすることは事業者の多様性、放送番組の多様性と同様に、より公共の福祉に適合する申請を優先するために重要であると考えます。</p>	なし

	【個人】		
16	<p>衛星基幹放送の新規参入に伴い、平成30年1月から5月にかけて実施されたBS右旋帯域再編（帯域削減+トラポン移動）と同じような再編作業が必要になることと思います。一部装置の置換や追加購入が必要となると共に、ヘッドエンドにおいて夜間作業が複数回発生するなど、ケーブルテレビ局にとって、平成30年に実施した帯域再編以上の対応と経費が必要になり大きな負担になることを懸念します。</p> <p>BS右旋において新たに帯域再編が実施される場合には、作業対応が必要となるケーブルテレビに対して費用面での援助など配慮をお願いします。</p> <p>【株式会社ハートネットワーク】</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	なし
17	<p>単に帯域の有効利用の観点のみから新規参入ありきで帯域を再編することは既存事業者への過大な負担、視聴者への不利益を不必要に生じさせる可能性が懸念されます。特にBS右旋において、既存BS事業者の帯域の自主返上や新規参入を行うためには、BS右旋帯域全体の再編が必要になります。新規参入によって発生する帯域再編のための費用等は受益者負担、すなわち新規参入事業者の負担とすべきです。それが困難な場合の費用は、国が負担をする検討をすべきと考えます。</p> <p>2018年12月よりBS右旋において4K実用放送が始まった直後の、この時点で右旋に2K放送の新規参入を求めることについては、高精細度テレビジョン（2K）から超高精細度テレビジョン（4K）へと画質の進化を推進してきた、BSに対するこれまでの政策との整合性に合致しないと考えます。自主返上される帯域幅の制約などでBS右旋の新規参入がやむなく2K放送に限られる場合でも、既存BS放送と視聴者層などが異なる放送サービスが提供され、若年層を含む国民・視聴者の多様な視聴ニーズが充足されることで衛星基幹放送の市場全体が多様化、活性化することを期待します。</p> <p>認定審査にあたっては、これまで培ってきたBS放送のメディア価値を損</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	有り

	<p>なうことがないよう十分な配慮を要望します。</p> <p>放送番組の編集の自由の観点からすれば、放送番組相互の調和を実現するための具体的な比率は、放送事業者の自主的な判断に委ねることが原則です。広告放送の割合を基準に行政が認定の比較審査を行うことの制度的根拠は希薄であると考えます。</p> <p>BS 右旋への新規参入は、2K 放送に限られるとしても、衛星基幹放送に対する国民・視聴者の多様な視聴ニーズに応えるためには、標準テレビジョン（SD）放送のマルチ編成、常時のデータ放送、1,920×1,080 ピクセルのフルHD放送など多彩な放送サービスが必要と考えます。今般の制度整備に当って、「使用するトランスポンダ数が 0.25 である高精細度テレビジョン放送」（=12 スロットの 2K 放送）を優先する旨の画一的な比較審査基準を設けることは、多彩な放送サービスを実施しようとする事業者の選択肢を狭めかねないと危惧します。</p> <p>「放送番組について、視聴者の需要がより高いもの」を優先するとの比較審査基準を設けるならば、客観的かつ定量的に処理できる手法で視聴者の需要を把握することが必要です。視聴需要の評価指標や比較審査の過程について、透明性を確保することも欠かせません。視聴者の需要を測るならば、既存 BS 放送の視聴者のみを対象にするのではなく、若年層を含む国民・視聴者全体の意向を反映しうる手法で行うことが不可欠になると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>広告放送の割合については、有限希少な周波数を利用する衛星基幹放送の公共性及び社会的責務に鑑み、放送番組編集の自由に最大限配慮しつつ、衛星基幹放送全体としての放送番組の多様性を確保するために設けているものです。</p> <p>御意見を踏まえ、訓令案別紙 3 の 7（2）における 12 スロットの申請を優先する規定を削除し、比較審査項目として、同 3（10）に使用するトランスポンダ数がより効率的である者を優位とする規定を設けるよう、訓令案を修正いたしました。</p> <p>御意見を踏まえ、広く視聴者全体の視聴需要を考慮することとします。</p>	
18	<p>・国策で実施している放送電波の変更にも関わらず、総務省や放送事業者から視聴者への周知が足りない。視聴者は CATV 事業者の都合で放送が停止しているものだと誤解している可能性がある。</p>	<p>御指摘の点については、参考意見として承ります。</p>	なし

	<p>・CATV 事業者への対応費用負担について、日本ケーブルテレビ連盟からも要望が挙がっているとおり作業費の費用負担に加え、CATV 事業者が視聴者に対して行う周知・広報費用の負担があっても然るべき。</p> <p>・今後も放送環境の変化により、同様の変更が予想されることから、総務省は CATV HE 機器メーカーに対し、自動追従する機能の搭載や衛星配信信号による自動変更に対応した機器の開発を促すべき。</p> <p>・変更作業実施時間について、CATV 事業者の変更作業は衛星側作業の終了後でなければ着手できず、放送開始時刻までに作業完了ができない事業者があった。CATV 事業者に必要な作業時間を確保できるよう、作業スケジュールの改善を要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ケーブルテレビ株式会社】</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p> <p>御指摘の点については、参考意見として承ります。</p> <p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	
19	<p>平成 30 年 1 月から 5 月にかけて実施された BS 右旋帯域再編（帯域削減+トラポン移動）では、ヘッドエンドにおいて夜間作業が複数回発生し、ケーブルテレビ事業者にとって想定以上の大きな負担となりました。</p> <p>今回、BS 右旋において 42 スロットの帯域削減と新規参入が実施される見込みであり、平成 30 年に実施した帯域再編以上の対応と経費が必要になると懸念します。</p> <p>BS 右旋において新たに帯域再編が実施される場合には、作業対応が必要となるケーブルテレビ事業者に対して費用面での援助など配慮をお願いします。</p> <p>また平成 30 年の再編時において、当社の作業時間は、送出設定の削除がサービス休止から衛星放送側の再編作業開始までの約 10 分間に限られ、送出の再設定作業は衛星放送側の再編作業が終わってからサービス再開までの約 1 時間に限られ、対応に苦慮しました。</p> <p>このことを踏まえ、帯域再編に係る作業は昼間の作業も考慮して十分な作業時間を確保するなど、ケーブルテレビを始めとする関係事業者の稼働</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との綿密な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	なし

	と利用者への影響が最小となるよう、柔軟な作業計画の策定をお願いします。 【株式会社ベイ・コミュニケーションズ】		
20	<p>平成 30 年 1 月から 5 月にかけて実施された BS 右旋帯域再編（帯域削減+トラポン移動）では、一部装置の置換や追加購入が必要となる事業者が生じると共に、全国約 250 個所のヘッドエンドにおいて夜間作業が複数回発生するなど、ケーブルテレビにとって当初想定以上の大きな負担となりました。</p> <p>今回、BS 右旋において 42 スロットの帯域削減と新規参入が実施される見込みであり、帯域再編の詳細が見えない状況ではありますが、対象と見込まれる事業者数が前回は大幅に上回ることから、ケーブルテレビにとっても平成 30 年に実施した帯域再編以上の対応と経費が必要になると懸念します。</p> <p>ケーブルテレビ事業者の規模は大手から中小まで様々であり、特に中小事業者が過半を占めている状況です。従って、BS 右旋において新たに帯域再編が実施される場合には、作業対応が必要となるケーブルテレビに対して費用面での援助など配慮をお願いします。</p> <p>また、衛星放送側の作業後でないことケーブルテレビの作業が開始できないことから、帯域再編に係る作業は昼間の作業も考慮して十分な作業時間を確保するなど、ケーブルテレビを始めとする関係事業者の稼働が最小となるよう、柔軟な作業計画の策定をお願いします。</p> <p>※(一社)日本ケーブルテレビ連盟の正会員事業者 372 社のうち、総接続世帯数の規模が 1 万未満が約 4 割(162 社)、1~5 万未満が約 3 割(114 社)。 【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との綿密な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。	なし
21	2018 年 12 月 1 日に新 4 K 8 K 衛星放送サービスが始まりました。新たな	御指摘の点については、参考意見として承ります。	有り

<p>メディアの立ち上げには多大な設備投資とそれに係る要員の増強が伴い、衛星基幹事業者にとって大きな負担を背負うことになりましたが、放送の高度化による産業発展に貢献する覚悟で取り組んでいます。放送事業者にとっては、ビジネスの観点も重要であり、受信機メーカー、ケーブルテレビ事業者、行政などの関係者が一致協力して普及促進を図ることが喫緊の課題です。</p> <p>新規参入は市場を活性化し、普及促進に向けて強力な原動力になり得ると考えますが、放送の高度化促進および4K受信機普及率向上を優先的に考えれば、BS右旋の超高精細度テレビジョン（4K）放送で新たな放送サービスを実現することが優先されるべきであると考えます。</p>		
<p>衛星基幹放送は事業の安定性、継続性、信頼性が求められます。新規参入の比較審査において事業計画の確実性により重きを置くことは適切であると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成の御意見として承ります。</p>	
<p>絶対審査でマスメディア集中排除原則に適合している申請について、比較審査で既存のBS放送事業者や地上放送事業者との支配関係の程度を勘案する二重規制に積極的な意義はなく、同規定の削除は適切であると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成の御意見として承ります。</p>	
<p>「使用するトランスポンダ数が0.25である高精細度テレビジョン放送」（＝12スロットの2K放送）を優先する旨の画一的な比較審査基準を設けることは、より高画質HD放送提供など多彩な放送サービスを実施しようとする事業者の選択肢を狭めかねないと考えます。テレビ受信機が大型化、高精細化している現状において、より高画質なHD放送を期待する視聴者の多様な要望を損ねかねないと危惧します。</p>	<p>御意見を踏まえ、訓令案別紙3の7（2）における12スロットの申請を優先する規定を削除し、比較審査項目として、同3（10）に使用するトランスポンダ数がより効率的である者を優位とする規定を設けるよう、訓令案を修正いたしました。</p>	
<p>「放送番組について、視聴者の需要がより高いもの」を優先するとの比較審査基準を設けるならば、客観的かつ定量的に処理できる手法で視聴者の</p>	<p>御意見を踏まえ、広く視聴者全体の視聴需要を考慮することとします。</p>	

	<p>需要を把握することが不可欠です。視聴需要の評価指標や比較審査の過程について、透明性を確保し、適切な手段にて公表することも必要と考えます。視聴者の需要を測るならば、既存BS放送の視聴者のみを対象にするのではなく、国民・視聴者全体の意向を反映しうる手法で行うことが不可欠になると考えます。</p> <p>帯域再編の実施は既存BS放送の受信者に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って十分な検討と対策、国民・視聴者への周知広報を行うことを要望します。</p> <p>再編のための費用は原因者、受益者が負担すべきと考えますが、既存BS放送事業者が帯域の移行や関連作業を余儀なくされる場合などは、国の費用負担の検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社BS-TBS】</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	
22	<p>単に帯域の有効利用の観点のみから新規参入ありきで帯域を再編することは既存事業者への過大な負担、視聴者への不利益を不必要に生じさせる可能性が懸念されます。特にBS右旋において、既存BS事業者の帯域の自主返上や新規参入を行うためには、BS右旋帯域全体の再編が必要になります。新規参入によって発生する帯域再編のための費用等は受益者負担、すなわち新規参入事業者の負担とすべきです。それが困難な場合の費用は、国が負担をする検討をすべきと考えます。</p> <p>2018年12月よりBS右旋において4K実用放送が始まった直後の、この時点で右旋に2K放送の新規参入を求めることについては、高精細度テレビジョン(2K)から超高精細度テレビジョン(4K)へと画質の進化を推進してきた、BSに対するこれまでの政策との整合性に合致しないと考えます。自主返上される帯域幅の制約などでBS右旋の新規参入がやむなく2K放送に限られる場合でも、既存BS放送と視聴者層などが異なる放送サービスが提供され、若年層を含む国民・視聴者の多様な視聴ニーズが充足されることで衛</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	有り

	<p>星基幹放送の市場全体が多様化、活性化することを期待します。</p> <p>認定審査にあたっては、これまで培ってきたBS放送のメディア価値を損なうことがないように十分な配慮を要望します。</p> <p>放送番組の編集の自由の観点からすれば、放送番組相互の調和を実現するための具体的な比率は、放送事業者の自主的な判断に委ねることが原則です。広告放送の割合を基準に行政が認定の比較審査を行うことの制度的根拠は希薄であると考えます。</p> <p>BS右旋への新規参入は、2K放送に限られるとしても、衛星基幹放送に対する国民・視聴者の多様な視聴ニーズに応えるためには、標準テレビジョン(SD)放送のマルチ編成、常時のデータ放送、1,920×1,080ピクセルのフルHD放送など多彩な放送サービスが必要と考えます。今般の制度整備に当って、「使用するトランスポンダ数が0.25である高精細度テレビジョン放送」(=12スロットの2K放送)を優先する旨の画一的な比較審査基準を設けることは、多彩な放送サービスを実施しようとする事業者の選択肢を狭めかねないと危惧します。</p> <p>「放送番組について、視聴者の需要がより高いもの」を優先するとの比較審査基準を設けるならば、客観的かつ定量的に処理できる手法で視聴者の需要を把握することが必要です。視聴需要の評価指標や比較審査の過程について、透明性を確保することも欠かせません。視聴者の需要を測るならば、既存BS放送の視聴者のみを対象にするのではなく、若年層を含む国民・視聴者全体の意向を反映しうる手法で行うことが不可欠になると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社BS日本】</p>	<p>広告放送の割合については、有限希少な周波数を利用する衛星基幹放送の公共性及び社会的責務に鑑み、放送番組編集の自由に最大限配慮しつつ、衛星基幹放送全体としての放送番組の多様性を確保するために設けているものです。</p> <p>御意見を踏まえ、訓令案別紙3の7(2)における12スロットの申請を優先する規定を削除し、比較審査項目として、同3(10)に使用するトランスポンダ数がより効率的である者を優位とする規定を設けるよう、訓令案を修正いたしました。</p> <p>御意見を踏まえ、広く視聴者全体の視聴需要を考慮することとします。</p>	
23	良質な放送サービスを継続的に提供するうえで、審査基準は必要であり、	今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成の御意見	なし

	<p>その改正案について賛同いたします。</p> <p>平成 30 年 1 月から 5 月にかけて実施された BS 右旋帯域再編では、ケーブルテレビとして大きな負担となりました。</p> <p>本改正後は BS 放送での再編や新規参入が加速されることが想定され、詳細が見えない状況ではありますが、対象と見込まれる事業者数が前回は大幅に上回ることから、ケーブルテレビにとっても前回に実施した帯域再編以上の対応が必要になると懸念します。</p> <p>ケーブルテレビ側の作業は、衛星放送側の作業終了後となりますので、帯域再編に係る作業は昼間も考慮して十分な作業時間を確保していただくなど、ケーブルテレビを始めとする関係事業者の稼働が少なくなるよう、柔軟な作業計画の策定をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社コミュニティネットワークセンター】</p>	<p>として承ります。</p> <p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	
24	<p>●2018 年 12 月 1 日に新 4 K 8 K 衛星放送がスタートしました。世界に先駆けて、新たなメディアをゼロから立ち上げるにあたっては、新しいサービスを国民・視聴者に提供するため、放送事業者、受信機メーカーをはじめとする関係事業者が、大きな負担を背負う覚悟を持って放送の高度化に取り組んできました。よって、制度設計を担う行政を含めて、関係者が一致協力して普及促進を図ることが最も重要であり、優先すべき課題であると考えます。</p> <p>新規参入は市場を活性化し、普及促進の強い原動力になり得ることから、本来ならば、BS 右旋の超高精細度テレビジョン（4 K）放送で新たな放送サービスを実現することが最優先されて然るべきと考えます。</p> <p>今回の制度改正案において、帯域幅の制約があるにしても、BS 右旋の新規参入で 2 K 放送が優先されることは、新たに 4 K 放送を加えた衛星基幹放送全体の発展という観点から、制度整備の連続性をやや欠いているものと言わざるを得ません。</p>	<p>御指摘の点については、参考意見として承ります。</p>	有り

<p>基幹放送普及計画にある、右旋は2K、左旋は4Kを基本とするという整理を含めて、衛星基幹放送全体の調和ある発展にとって最適な施策であるのかどうか、再考を要望します</p>		
<p>●新規参入は市場の活性化には重要であります、“新規参入”だけが主目的化されてしまうと、今後の衛星基幹放送全体の調和のある発展が阻害されないか危惧されますので、十分な配慮を要望します。</p>	<p>御指摘の点について、今回の訓令案では新規参入よりも既存SD番組のHD化を優先することとしております。</p>	
<p>●衛星基幹放送は「基幹放送」として、事業の安定性、継続性が求められます。新規参入の比較審査において、事業計画の確実性により重きを置くことは適切であると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成の御意見として承ります。</p>	
<p>●絶対審査でマスメディア集中排除原則に適合している申請について、比較審査で既存のBS放送事業者や地上放送事業者との支配関係の程度を勘案することにはあまり意義はなく、同規定の削除は適切であると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る訓令案に対する賛成の御意見として承ります。</p>	
<p>●「使用するトランスポンダ数が0.25である高精細度テレビジョン放送」(＝12スロットの2K放送)を優先する旨の画一的な比較審査基準を設けることは、1,920×1,080ピクセルのフルHD放送など多彩な放送サービスを実施しようとする事業者の選択肢を狭めかねず、衛星基幹放送に対する国民・視聴者の多様な視聴ニーズに応えられるような制度整備を行うべきと考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、訓令案別紙3の7(2)における12スロットの申請を優先する規定を削除し、比較審査項目として、同3(10)に使用するトランスポンダ数がより効率的である者を優位とする規定を設けるよう、訓令案を修正いたしました。</p>	
<p>●「放送番組について、視聴者の需要がより高いもの」を優先するとの比較審査基準を設けるならば、視聴者の需要を測定する手法に関しては、客観的に妥当であることが求められます。放送の普及および健全な発達への寄与の程度を比較するのであれば、その測定手法についても、広く国民・視聴者の意見を求め、反映すべきと考えます。</p> <p>また、新規参入による市場の活性化を図るという点では、新たな視聴者層の獲得も望まれることから、需要を測定するにあたっては、客観性を担保し</p>	<p>御意見を踏まえ、広く視聴者全体の視聴需要を考慮することとします。</p>	

	<p>つつ、若年層の意向も反映されるような方法を検討することが望ましいと考えます。</p> <p>●再編の実施にあたっては、既存BS放送の受信者に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って十分な検討と対策、国民・視聴者への周知を行うことを要望します。</p> <p>●再編のための費用は原因者、受益者が負担すべきと考えますが、それ以外の既存BS放送事業者が帯域の移行や関連作業を余儀なくされる場合などは、国の費用負担の検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社東京放送ホールディングス】</p>	<p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p> <p>衛星基幹放送業務の認定やそれに伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ関係法令等に則り適切に対処してまいります。</p>	
25	<p>電波オークションを適用してください</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御指摘の点については、参考意見として承ります。</p>	なし